

平成23年度 第2回 芦屋市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時	平成24年3月29日(火) 14:00 ~ 16:00
場 所	芦屋市役所 分庁舎2階 会議室2
出席者	委員 山口 薫 , 田中 要悦 , 今村 千顯 , 西川 幾雄 " 中野 裕之 , 伊藤 毅 , 由良 敏和 , 丹下 秀夫 " 北田 恵三 事務局 白川 誠二 , 藪田 循一 , 清水 俊幸
会議の公表	公 開 非公開 部分公開 < 非公開・部分公開とした場合の理由 >
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 連絡事項

(2) 議 題

(1) 芦屋市一般廃棄物処理実施計画について

(2) その他

2 提出資料

資料1 平成24年度 芦屋市一般廃棄物処理実施計画

資料2 平成24年度 芦屋市一般廃棄物処理実施計画 ロードマップ(概要版)

3 審議経過

(事務局)

皆さん、こんにちは。

御案内させていただきました定刻の時間になりましたので、会議を開催させていただきます。

きます。

本日は、年度末の御多忙の中、平成23年度第2回廃棄物減量等推進審議会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

今日は、平成24年度の芦屋市一般廃棄物処理実施計画について御意見をお伺いしたいということで設定をさせていただきました。この実施計画につきましては、先般1月の審議会で御承認いただきました芦屋市廃棄物処理基本計画に基づいて作成しておりますので、後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、時間が参っておりますので、本日の会議の進行につきましては、審議会条例第5条の規定により、会長の山口先生に議事進行をお願いしたいと思っております。

それでは、山口先生、早々ですがよろしく願いいたします。

(山口会長)

皆さん、こんにちは。

本日は、年度がわりのお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

では、ただいまから平成23年度第2回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

本日の出席議員数について、まず事務局から報告をお願いします。

(事務局)

では、座ったままで報告させていただきます。

お手元に、委員名簿がございますが、うち、上から2番目の服部静枝委員、5番目の河口委員、7番目の大谷洋子委員があらかじめ御欠席と聞いております。また、9番目の中村委員も御欠席、あと、4番目の小藪浩行委員と6番目の北村勝美委員は、御欠席の連絡はございませんので遅れて御出席いただけるかもしれません。今現在9名の委員が出席をいただいております。審議会につきましては、定員が15名で9名の委員の出席を得ておりますので、審議会条例第6条第2項の規定によりまして、過半数の委員が出席しておりますので、この会は成立しております。

以上です。

(山口会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から報告がありましたように、本日の会議は成立しているということですので、ただいまから審議会を進めていきたいと思えます。くしくも女性委員の方が全員欠席で、男性ばかりの審議会になりましたけれども、華やかさを失わないで、一緒に審議をしていきたいと思えます。

まず初めに、事務局から連絡事項がありましたら御報告をお願いします。

(事務局)

連絡事項といたしまして2点ほどございます。

まず、この審議会の委員で、下から4番目、大丸芦屋店さんから御出席いただいております虎枝委員様から伊藤毅様に変更になっております。今回初めて御出席いただいておりますので、自己紹介を簡単をお願いします。

(伊藤委員)

ごあいさつが遅くなりましたけれども、昨年の9月から大丸芦屋店へ着任しております。その前はといいますか、豊田にお店がありまして、豊田から芦屋へということで、まだまだ1年になりませんので、詳しいことなど、まだ事情がわからないことが多いと思えますけれど、御迷惑かけないように出席させていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございます。

(山口会長)

伊藤さん、よろしくをお願いします。

それでは、あとの方も伊藤さんとは初めての審議会ですので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。このリストに沿って、上から順番に私が名前を言いますので、簡単に自己紹介をお願いします。

田中要悦委員。

(田中委員)

市民公募で参加です。環境についてはいろいろと勉強してきたつもりだったんですけど、ISOとか、でも、やっぱり実際に芦屋市の委員会に入りますと、まだまだ勉強不足やということがよくわかりまして、さらに勉強したいなと思っております。よろしくをお願いします。

(今村委員)

今村でございます。自治会連合会というところから来ております。芦屋市には、現在82の自治会・町内会が加わった連合会というのがございまして、その副会長を任命されております。一番最先端の地元のほうで割と御協力できることがあるかと思って参加させていただいております。よろしくをお願いします。

(西川委員)

ダイハチコーポレーションの西川でございます。リサイクル屋として参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいいたします。

(中野委員)

中野でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。コープこうべのコープ浜芦屋、呉川町のお店になりますけれども、店長をさせていただいております。生協なので、環境には興味がありながら、知識としてあるかと、そうでもないわけですね。本当に皆さんからいろいろなお知恵をいただきながら、環境のほうについてはさらに力を注いでまいりたいと思いますから、どうぞよろしくお願いいいたします。

(丹下委員)

丹下と申します。芦屋市教育委員会の学校教育部長をさせていただいております。よろしくをお願いします。

(北田委員)

どうもいつもお世話になっております。芦屋市都市環境部長の北田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

(由良委員)

県の阪神南県民局環境課の由良と申します。私も去年の4月から着任しております、第1回では所用ができ、欠席して申しわけございません。

私が前にいたところは大阪湾広域臨海環境整備センターといいまして、各市の廃棄物あるいは産業廃棄物の埋め立てをする、神戸沖埋立処分場の管理をしている事務所におりました。

廃棄物行政については余り経験がないので、各市のところでいろんな勉強をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(山口会長)

ありがとうございました。

最後になりましたが、私、山口薫と申します。現在、同志社大学大学院ビジネス研究科というところで勤務しております。専門は環境ビジネス、それからビジネス一般のビジネスモデルをコンピューターでシミュレーションして、それでいろんな戦略を練るとか、そういう分野をやっています。よろしく願いします。

(事務局)

事務局を御紹介させていただきますか。

遅くなりました、この審議会の事務局を担当させていただいております、芦屋市環境処理センターの、白川でございます。あと、担当いたしますのが、同じく環境処理センターの課長補佐の藪田、それと主任の清水でございます。

以上、この3人でこの事務局をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

(山口会長)

ありがとうございます。

(事務局)

引き続き連絡事項、2点目をさせていただいていいですか。

2点目の連絡事項でございますけども、この審議会、それと後ほど作成いたします議事録につきましての公開または非公開ということについては、審議会及び議事録の公開、非公開につきましては、個人情報や、公開することにより人の命、健康、財産に支障が生じる等の理由以外は原則公開をするということになっております。

また、議事録につきましても、私ども芦屋市の附属機関等の設置等に関する指針によりまして、各委員が発言していただいた内容につきまして、委員の名前の入った会議録を作成いたしまして、市役所の北館の1階に行政情報コーナーというのがございますが、そちらに議事録を置いたり、また、市のホームページに議事録を公開するということになっております。この審議会の会議そのもの、あるいは議事録の公開、非公開につきましては、その取り扱う案件によって、会長がこの会議の皆さんに諮っていただいて、公開、非公開を決めていただくこととなります。

ただ、今回の審議会につきましては、先ほど申し上げました非公開の理由には該当いたしませんので、公開とし、この会議録につきましても公開という形でさせていただければと思います。

あと、議事録につきましては、この会議が終了いたしました後、今度4月に入りますけれども、私どものほうで原案を作成させていただいて、各委員の方々に送付させていただきます。委員ご自身で御発言内容等を御確認いただきまして、修正等があれば、また事務局に御連絡をいただけたらと思っております。それで、最終的に調整させていただいたものを、先ほど申し上げましたように議事録として公開をさせていただくという形にさせていただきます。議事録につきましては、この会議の分をそのままテープで起こしますけども、やはり話し言葉等があったり、途切れたりすることがございますので、若干の修正は事務局でさせていただくということで、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から、この審議会を公開にしてはという御提案があったんですけれども、これまでも公開してきたので、今回特に非公開にする理由はないと思うんですが、何かこれについて御意見ありましたらお願いします。

個人名の入った、初めての方はちょっと説明させていただいたほうがいいかと思うんですけども、一応名前が入ってどういう発言したというのが文字起こしになってウェブで公開されることになるんですけども、それも一応皆さんに検討いただいて、この発言ちょっと不適切だったから、こう直してほしいというのがありましたら、それは内容に変更のない限りはそういうふうにさせてもらってますので、そういうことで御了解をお願いします。

そういう形で、この審議会を公開させていただいてよろしいですね。ありがとうございました。

それでは、次、傍聴希望者があればということですけども、事務局から報告は、ありますか。

(事務局)

傍聴希望はありません。

(山口会長)

わかりました。

それでは、ただいまから議題の審議に入っていきます。議題は二つあるんですが、まず第1番目の芦屋市一般廃棄物処理実施計画についてという議題について審議に入ります。

まず、この内容について事務局から説明をお願いできますか。これ、資料は皆さんの手元にありますね。

(事務局)

きょうの議題に関しまして、お手元に、平成24年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画、A4版、ホッチキスでとめたものとあわせまして、A3の1枚もので処理計画ロードマップ(概要版)ということで、配付をさせていただいていると思います。

一応この廃棄物処理実施計画、ホッチキスどめのものから御説明をさせていただきたいと思います。この実施計画につきましては先ほど少し触れましたけども、この1月の審議会の中で、芦屋市廃棄物処理基本計画を、皆様の御意見をいただく中で、いろいろこの間につくってきたものを1月24日に御承認いただきました。それをもとに平成24

年度の実施計画を作成させていただきました。

実施計画の冊子になっているもので説明をさせていただきます。

まず、1ページ目に、この計画の目次を掲載させていただいております。

また、2ページ目ですけれども、この計画の位置づけということになりますが、この計画につきましては、芦屋市が計画的なごみ処理の推進を図るために、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な事項を定めるということで、このものにつきましては、計画的にするということで、上位体系に沿ってつくらせていただいたということでございます。

その下、として、ごみ処理実施計画の内容ということになっておりますが、まず、収集区域につきましては芦屋市全域、収集人口につきましては、これは23年10月1日の人口でございますが、計画人口として9万6,015人、そのうち市（直営）で収集している人口が5万6,222人、委託業務で収集している地域、いわゆる本市の場合はJR線以北を業務委託しております、その地域の人口3万9,793人を直営と業務委託で収集しております。

4番目のごみ発生量、直接搬入を含めましてですが、これは23年度の見込みということで、2月末の実質数値をもとに算出しております。計画収集（直営・委託分）で2万1,843トン、直接搬入、いわゆる事業系一般廃棄物と許可業者が搬入するもの、あるいは市民が、直接、環境処理センターに搬入するもの、これが1万1,109トン、合わせまして3万2,952トンとなっております。

次、3ページ目に、一般廃棄物の排出状況ということで22年度の実績、それと23年度の見込み、24年度の推計ということで掲載をさせていただいております。

家庭系ごみにつきましては、直営・委託合わせまして、22年度の実績が2万1,690トン、見込みにつきましては2万1,843トン、24年度の推計といたしましては2万1,954トンということであります。

また一方で、直接搬入ということで、許可業者あるいは市民自らが持ち込むものということで、22年度実績が1万1,228トン、23年度見込みが1万1,109トン、24年度推計が1万1,164トン、合わせまして、芦屋市の一般廃棄物の排出状況、22年度実績が、先ほど申し上げました3万2,918トン、23年度見込みにつきましては3万2,952トン、24年度推計が3万3,118トンという形で推計をしております。

その下のごみ処理フローということですが、これは22年度の実績に基づいてフローを

させていただきます。

まず、燃やすごみにつきましては2万9,581トンでございます。あと、その下に紙資源、新聞、雑誌、段ボール等、それとペットボトル、これらを資源回収しておりまして、その計が1,433トン、あと、その下に燃やさないごみ、いわゆる不燃物、缶・瓶とか、それから家庭から排出されますたんす等粗大ごみの不燃物112トン、燃やさないごみとしまして1,904トン、合計3万2,918トンです。

この流れでいきますと、まず、燃やすごみ2万9,581トンについてはそのまま焼却処理をいたします。その下の紙資源、ペットボトル、この資源ごみの中のうち、ペットボトルの分で選別して、結果的にリサイクルできてない、いわゆる選別残渣というのが77トン、その下の不燃物、燃やさないごみ、このうち缶・瓶・鉄類等については再資源化を図っておりますが、いわゆる粗大ごみのうちの不燃で出てくる粗大ごみ、これを破碎、選別いたしまして、選別残渣というのが出てきます。これが1,358トン、焼却場で処理いたしますのは、この粗大ごみ、不燃物の選別残渣の1,358トンと、ペットボトルの選別残渣77トン、合わせまして1,435トン、合計で3万1,016トン、これを私どもの焼却場で焼却をしております。焼却した結果、焼却灰、バグ灰として出てきて、芦屋市の場合は大阪湾フェニックス、神戸沖で処分をいたしますが、埋め立て処分する分が5,374トンということでございます。これにつきましてはリサイクル率というか、最終的に燃やす3万1,016トンから埋め立てですという部分で、大体17.3%という形でなっております。

では、その下のほう、紙資源につきましては、新聞、雑誌、紙パック、段ボールということですので、このまま再生資源ということでリサイクルを行っております。ペットボトルにつきましては、先ほど申し上げましたように選別をいたしまして、リサイクルできる部分ということで、現在72トン、リサイクル率につきましては48.3%という形になっております。

缶・瓶等燃やさないごみ、これにつきましては、結果的に546トン、粗大ごみの不燃の部分を含ませまして、鉄類ということで546トン、リサイクル率につきましては28.7%という形で再資源化を図っております。再資源化を図っている量につきましては年間1,902トン、これが再資源化に回っているという状況でございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。ごみの減量化・再資源化計画ということでございますが、ここにつきましては、先般、1月の処理基本計画を御承認い

ただいた中身から抜粋をしてきております。

本市といたしましては、平成12年からペットボトルの分別収集を開始いたしまして、平成13年から、また新たに粗大ごみの収集・処理を有料化することによってごみの排出を減らしていこうという取り組み、特に、粗大ごみのうち自転車、家具類等で再生可能な粗大ごみにつきましては、私どものほうで修理・再生を行いまして、市民の方々に提供をしております。また、平成16年から紙資源の分別収集を実施してきております。

それ以外に、市民・事業者・市が一つになったごみの減量化・再資源化に向けて、芦屋市の商工会と連携したフリーマーケットや、ごみ減量化・再資源化推進宣言の店ということで、市内のお店に協力をいただく中で、宣言店を指定して、ごみの排出量を抑制する。また、買い物袋の持参を呼びかけるマイバッグ運動を芦屋市の消費者協会と連携してマイバッグ運動に取り組んできております。

また一方で、資源ごみの集団回収ということで、新聞紙、雑誌、紙パック、その他紙類、古着、缶を自治会や子ども会などのご協力のもと回収していただき、芦屋市から回収総量に応じて1キログラム当たり4円の計算で、活動に対する報奨金の支出をしているという状況でございます。

この回収実績、推計についてはその下に掲載をしているとおりでございます。18年から23年見込みまで計画収集人口、あるいはその中で可燃、燃やすごみですね、発生原単位、また、二つ目としまして不燃物の資源ごみ、それと発生原単位ということで掲載をさせていただいております。平成22年の実績といたしまして、計画人口が、先ほど申し上げました9万5,493人、可燃ごみについては4,052、1人当たりの排出量につきましたら、1人当たり116グラム、燃やさないごみにつきましては、22年実績が47tで、1人当たり1グラムというような形となっております。24年度推計といたしまして、人口につきましては9万6,500という中で、燃やすごみ、これにつきましては4,211t、1人当たり120グラムで、燃やさないごみ、不燃系ごみ、これにつきましては48t、1人当たり1グラムということで、トータル4,259tという形で推計をしております。

次に、5ページ目には、その他のごみの減量化・再資源化ということで、先ほど申し上げました再資源化の推進宣言店の指定とか、それから牛乳パック、ニカド電池の回収等について記載をさせていただいております。

次、6ページ目に、ごみの減量化を図っていく上で、市・事業者あるいは市民の責務

ということで掲載をさせていただいております。これも処理基本計画から記載をしているものを転記しておりますが、市の責務として、そこに書いておりますア、イ、ウという形で、市といたしまして、一般廃棄物の排出抑制、再資源の回収、分別収集その他の施策を通じて一般廃棄物の減量化を推進するとともに、適切な処理を図らなければならないと、これを含めてア、イ、ウの三つを市の責務として掲げております。

また、(2)では、事業者の責務としまして、ア、イ、ウ、エ、オ、5点、ここに掲載させていただいているように、特に一般廃棄物の収集運搬業者の協力義務ということで2点ほど、特に(ア)、一つ目としては、ごみの収集運搬につきましては、可燃ごみ、ペットボトル、缶、瓶、その他不燃ごみ、紙資源に分別して行う、あるいは2点目に、みずから取り扱うごみについては積極的に再資源化に努めるほか、排出事業者にもその旨を周知するという形で、私どもも収集運搬の業者に協力義務を課しております。

三つ目に、市民の責務ということで、排出する廃棄物を分別して、再資源化できるものについては有効に利用し、排出量の減量に努めなければならないという責務の中で、現在、集団回収の再生資源化に向けて取り組んでいただいております。

次、7ページ目に、収集・運搬計画及び排出方法ということで掲載をさせていただいております。

現在、芦屋市では12分別収集をさせていただいております。また、そこに(1)(2)(3)として、一般廃棄物の収集・運搬ということで掲載をさせていただいております。本市の場合は、市の直営部分と、先ほど申し上げました委託業者による回収と、また、事業系ごみ等については事業者みずからが処理をしていただくということで、許可業者あるいは事業者みずからが私どもの環境処理センターに搬入をいただくという形をとっております。

また、芦屋市の場合、収集体系につきましては、パッカー車による収集地域と、御存じのように臨港線以南の芦屋浜地区、また、南芦屋浜地区の一部につきましては、パイプラインによる真空輸送によるごみ収集をおこなっております。

そういうことで、(1)のアになります。市または委託業者で収集する一般廃棄物、それと(2)で、特定家庭用電気製品、これらについては、リサイクル法に該当するものについては市では収集できないということで、それぞれ適切な処理を依頼するという形で規定をしております。

(3)排出方法になります。市民の方に対しましては、この計画の定めるところに

よって、種類ごとに収集袋等に収納し、ごみステーションに排出するなど、市が行う収集運搬業務に協力をしていただくというようなことをア、イ、ウに書いています。イにつきましてはごみステーション関係等について記載をさせていただいているところでございます。

次、8ページ目をごらんいただきたいと思いますが、ここに本市の収集区分、回数、方法及び廃棄物の搬入先等を掲載させていただいております。いわゆる燃やすごみ、燃やさないごみ等につきましては、私ども芦屋市環境処理センターに運んでいただくわけですが、細かく市の直営部分と、それから委託業者で収集させていただいている部分等を掲載させていただいております。

原則、芦屋市の場合は、燃やすごみについては週2回、地区を二つに分けて、月曜日と木曜日に回収する地区と、火曜日と金曜日に回収する地区に分けて、燃やすごみについては週2回、燃やさないごみにつきましては、缶・瓶等それぞれ区分ごとに月曜日から金曜日の午後、指定をいたしまして、回収をさせていただいております。特に燃やさないごみ、缶・瓶等の収集については、再生資源等というところまで掲載をさせていただいております。紙資源につきましては、毎週水曜日を紙資源という中で、この紙資源のうち新聞紙、紙パックあるいは段ボールというような形で、週を分けて回収をさせていただいております。

また、粗大ごみ、これにつきましては全市内、事前の申し込みにより、市直営で収集に伺っております。また、引っ越し等で大量に発生するごみにつきましては、これも事前申し込み制により、市のほうが個別に収集をするという形で回収をさせていただいているところでございます。

次、9ページをお開きいただきたいと思います。

これは文字が非常に小さいところで申しわけありません。市内、各町ごとに燃やすごみ、燃やさないごみ、再生資源ということで、それぞれ収集日を掲載させていただいております。右側のほうに、先ほど申し上げましたように、燃やすごみについては週2回、月・木、火・金ということで掲載をさせていただいているところです。再生資源については真ん中あたりにありますが、今、各町、月から金に割り振りまして、月の第1週を段ボール、第2週を雑誌・チラシという形で、缶・瓶、このあたりを指定の中で回収をしているというところでございます。

次、10ページをお開きいただきたいと思います。

まず（４）、この一般廃棄物の収集運搬業者ということでございますけれども、平成23年10月現在で、芦屋市内に本店がある、いわゆる廃棄物の許可業者でございます。8社ございます。このうち、市の一般廃棄物の収集業務委託をしている業者をイということで、23年10月現在での業者を掲載させていただいております。

次、11ページをお開きいただきたいと思います。ここで、中間処理計画ということで掲載をさせていただいております。

一つ目には、一般廃棄物の中間処理につきましては市が行うということで、ア、イ、ウ、エ、オ、5点、ごみ及び粗大ごみの処理、それとイといたしまして、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物、芦屋市の場合、産業廃棄物につきましては、そこに書いておりますイの4点、紙くず、木くず、繊維くず、その他市長が必要と認めたものという形で、産業廃棄物についても受け入れをしております。

あと、ウとしましては特定家電、リサイクル品に該当する分、これらについては、排出者みずからリサイクル法に基づいて適切な処理ということになりますが、リサイクル用品について、兵庫方式ということで、兵庫県電気商業組合芦屋支部に加盟している業者が引き取る兵庫方式というものがございます。

次、在宅医療廃棄物、オとしてアスベストを含む含有廃棄物ということで掲載をさせていただいております。

（２）で、市が行う中間処理施設を掲載させていただいております。芦屋市の場合は、芦屋浜の西宮側に環境処理センターというのを設置しております。現在、処理能力として1日115トンの処理ができる炉を2基、設置をしております。詳細についてはそこに掲載をさせていただいているとおりです。

中間処理の内訳ということになりますが、これは24年度の推計になりますけれども、中間処理量が年間3万3,118トン、内訳としまして、焼却量については3万1,119トン、資源化に回す、いわゆる再資源に回す分は1,999トンという形で推計をしております。

次、12ページをお開きいただきたいと思います。

6番目としまして、最終処分計画ということでございますが、本市、芦屋市の場合、焼却灰、ばいじん処理物、これにつきましては大阪湾広域臨海環境整備センター、通称大阪湾フェニックスとっておりますけれども、こちらに処理を委託し、現在、尼崎基地に運び込んで、尼崎基地から神戸沖に運搬し埋め立て処分をしております。埋め立て方式については海面埋め立て方式ということでございます。

7点目には、市民に対する減量化に向けての広報・啓発活動等につきまして、そこに1番から13番まで掲載させていただいておりますように、家庭ごみハンドブックを全戸配布するとか、ごみの収集カレンダー、先ほどご覧いただきました9番の、各町ごとに、いつ収集しますよという細かい月ごとの1年分のカレンダーを作成して配布をさせていただいたり、また、市のホームページに、ごみの収集カレンダー、あるいは先ほど申し上げましたごみハンドブック、それから、それ以外にQ & Aということで、ごみの出し方とかを掲載させていただいております。

先ほど申し上げました芦屋市商工会と連携したフリーマーケット、あるいは毎月2回発行しております広報あしや、市の広報紙ですが、6月1日、臨時の環境特集号ということで、環境に関する広報を出させていただいております。

10番目のリユース・フェスタ、これにつきましては、先ほど申し上げました、市民から排出される粗大ごみのうち、自転車・家具等リサイクル、再生が可能な物について、私どものほうで修理・再生をしまして、市民の方に提供するリユース・フェスタ、というものを開催しております。

あと、市内の小・中学生を対象に環境ポスター展として、環境に関するテーマを設け、ポスター募集をさせていただいて、その優秀作品については市役所のロビーで掲示をするなどしております。

また、環境処理センターでは施設見学会ということで開催させていただいております。毎年小学校の4年生の施設見学会ということで来ていただいております。こういう中で、小学生に対する環境啓発への御理解をさせていただいているというところでございます。

その次の事業系ごみの排出量も同様に、平成12年度の規準値の数値、それと目標数値、あと、平成22年度の進捗状況がこういう数字になっているということで掲載をさせていただいております。

次に、13ページをお開きいただきたいと思います。

そこは、環境処理センターへの産業廃棄物の搬入の要領でございます。先ほども申し上げましたが、産業廃棄物については、そこに書いております4点、紙くず、木くず、繊維くず、これの受け入れを行っております。

2点目に、搬入時の遵守事項ということで、注意事項として(1)から(5)ということで掲載をさせていただいております。特に、搬入できる木くずについては長さが50

センチ、直径10センチ以下という一定の規制をかけさせていただいております。

あと、14ページをお開きいただきたいと思いますが、これは、平成22年度のごみ処理総合原価算出根拠ということで掲載させていただいております。

まず、収集部門、中間処理部門、最終部門ということで人件費、それからそれぞれに車両収集、真空収集、委託収集にかかる所要経費を掲載させていただいております。

収集部門でいきますと、車両、真空、委託収集、三つございますが、合計といたしまして、収集部門では年間、人件費と所要経費を入れまして6億8,124万3,177円という費用がかかっておりまして、処理量につきましては2万1,690トン、これから計算します単位当たり直接原価というのが、そこに書いております3万1,408円、1人当たり直接原価にかえますと、1人当たり年7,133円、1世帯当たりでいきますと1万5,833円という形になっております。ここでは、先ほど申した車両収集と真空収集と委託収集で、それぞれ1人当たり、あるいは1世帯当たりの数値を出させていただいております。

次の枠で、中間処理部門ということで、資源化、焼却、合計で6億2,457万9,443円、最終的に合計欄、収集部門、中間処理部門を含めました年間の数値として13億3,768万7,977円の経費をかけて、処理量といたしましては3万7,017トン、年間の直接原価が3万6,137円、年間1人当たりの直接原価というところで言いますと1万4,008円、1世帯当たりいたしますと3万1,090円というような形の費用がかかっているという形でございます。

次、15ページに、私どもの廃棄物の処理実績及び推計につきまして、平成18年度から22年度までの実績、23年の見込み、それと24年の推計ということで掲載をさせていただいております。ここに掲載される根拠になる人口等につきましては、10月1日現在の推計人口という形の中で計算数値を出させていただいております。

簡単ではありますが廃棄物処理実施計画につきまして御報告をさせていただきます。

以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきました平成24年度の芦屋市の一般廃棄物処理実施計画につきまして、何か御指摘等ありましたらお願いします。

(事務局)

この概要版の御説明ですが、このA3版の、24年の廃棄物処理実施計画ロードマップ(概要版)ということでございますけれども、先般御審議いただきましたように、平成23年度から平成32年度までの処理基本計画というのを御審議いただいて、策定をさせていただいたところです。これにつきましては、先ほど説明させていただきましたように、計画の位置づけということで、23年から32年の10年間ですが、5年後、平成27年にも中間目標ということで、先ほど申しあげました数値を設けて取り組んでいくことでございます。

ごみ量の実績と見込み、先ほども申しあげましたけれども、平成22年度のごみ量が3万2,918トン、家庭系ごみが2万1,690トン、直接搬入ごみが1万1,228トン、これにつきましては、23年度の家ごみの増加により、ごみ量は3万2,952トンになると見込まれています。また、平成24年度については3万3,118トンになるという形で推計をしているところでございます。

下の、22年度実績と見込みについては、先ほど御説明させていただいた分と同様でございます。

ごみの減量化・再資源化については、平成24年度も引き続き廃棄物減量等推進審議会の開催とあわせて、資源ごみの集団回収事業の推進、ごみ減量化・再資源化推進宣言店の実施ということで、引き続きごみの減量化・再資源化計画を図っていきたいと考えております。

収集・運搬については、先ほど申しあげましたように、12分別収集におきまして収集を行っていきたいと考えております。

中間処理計画及び最終処分計画については、先ほど申しあげましたように、特に中間処理、最終処分方法については変更ございませんけれども、今の環境処理センターで処分をしていきたい、最終処分については大阪湾広域臨海環境整備センターへ委託をして搬入をするという形でございます。

こちらA3のほうは、この冊子から抜粋したものを掲載しております。重複しますが、以上でございます。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまのこの報告書、実施計画16ページの内容、それから2ページにわたるロードマップ、これについて何か質問等ありましたらお出してください。

これについて私も質問させていただきたいんですけど、ロードマップにも同じこの資料を出してますよね。

普通ロードマップというと、何年にどうするどうするというふうにずっと、行程表ですから、そういう形で出てくると予想したんですけど、そうすると、平成12年にあって、目標27年にあって、その中間の22年ではこうなってるということですね。その22年以前の数字というのは、これは別に出さなくてもいいということですか。12年から始まって、毎年毎年こういうふうに来て、ロードマップというのは、それで22年にここまで到達しましたと。ロードマップというと、24年にはこれぐらいになるだろうという形で何か出して、それで最終的に27年にこうしますと整理して書くんですけども、その辺のところは。

(事務局)

芦屋市の場合、処理基本計画ということで、今回1月に御議論いただきましたけども、もともとはその前に策定いたしました処理基本計画がございまして、その部分で、22年度段階で当初の計画は達成しているということの中から、今回23年度から32年度までの処理基本計画を1月に御議論いただいて、策定をさせていただいたわけですね。とりあえず10年間のスパンでということで御議論いただいてましたけども、当面5年目、27年の目標を掲げる中で、ここで、この27年の目標値達成に向けて作業をしていこうということでございます。

(山口会長)

途中なくても、ぱっと見たときに12年にあって、目標がこうあって、中身の、平成22年の数字があって、そうすると時系列的にぱっと見たら理解しやすいと思うんですけども、そういうふうにしなくてこういうふうに基づ、目標として、経過点と最後に持ってくるというのは、何かちょっとロードマップの流れとしては、自然に、時系列的に書いたほうがわかりやすいと思いますが。

(事務局)

そうですね。今後、今の御意見を踏まえて、もう少しわかりやすいような形で考えます。

(山口会長)

ぱっと見たときに、ちょっと流れが逆になってるので、ちょっと理解しにくかったんですね。

このロードマップ自身は、芦屋市民の皆さんに配布されないんですよね。

(事務局)

これは配布いたしません。

(山口会長)

そうですね。

ウェブにはこういう形のロードマップは掲載されるんですか。

(事務局)

この部分については、掲載の予定はございません。ただ、今回策定いたしました処理基本計画、1月に御審議いただいた分、それとあわせまして24年度の実施計画、それについては市のホームページで掲載をして見ていただくという形をとらせていただきます。

(山口会長)

24年度の数値は、一応計画ですから出してるわけですよね、24年度はどれぐらいにしたいという。もし24年度の目標なんかあれば、同じようにロードマップの中に、実績はこうだけど24年度はこういうふうを目指してますというのは入れられたほうが、入るとそれに……どうなるのかという、そういう問題が出るので嫌だと思われるかもわかりませんが、一応こういうふうにはロードマップで決めて、芦屋市でやっていく予定ですと書かれたほうが親切じゃないかと思うんですけどもね。

(事務局)

前回の処理基本計画の中でも一応毎年じゃなくて、5年に見直しを図るという部分で、中間目標時点の27年、ここの数字を掲げて、ここに向けてやっていきますよと。再度、中間目標の5年後、その達成状況等を踏まえまして、また後期5年を見直ししていくというスタンスでありますので、ここ、例えば24年、25年、26年、各年度どうなるかというのは載ってないですね。

(山口会長)

それは、多分こういう問題の性質からして、それは出していくようなもんじゃないからできないと思うんですけど、表現方法として、何か時系列的にこういう努力目標をやってますというようなことがあると、ロードマップの本来の意味に近づくと思うんですけど。そういうところは御検討いただいて、別にこれでも不都合はありませんけれども、ちょっと思っただけです。

それと、もう1点、私が気づいた点なんですけども、8ページには燃やすごみ、燃やさないごみ、それから再生資源等、それから粗大ごみという、収集別に指定されて分けられてる、これはこれでわかりやすいと思うんですけども、ところが、一般的に粗大ごみというのは、細かく言うと燃やすごみでもあったり燃やさないごみでもあったりと分かれていくわけですね。その辺のところを、3ページにそういう内容、フローチャートがちょっと載ってるんですけど、これはどこから持ってきた資料ですか。用語のところで、燃やすごみが2万9,000何トンとかありますね。それから燃やさないごみが1,900トンとかありますね。その次に、恐らくこれが、再度8ページの概念でいくと再生資源ごみに当たると思うんですけど、要するに紙資源等と書いてますよね。これのところが、用語がちょっと統一されてないので、恐らくこれは、上の見出しのところには再資源化等と書いてますけれども、紙資源と書いているところは再資源等ということなんですか。

(事務局)

そうですね、表現が再生資源等となって、ここで言う紙資源、私ども紙資源と言っています。

(山口会長)

ペットボトルも再生資源ですか。

(事務局)

そうです。再生資源ですね。

(山口会長)

そうですね。この辺のところを、もうちょっと横を、縦に出っ張って入ってくるんじゃないしに、わかりやすく書くのであれば、こここのところも用語を統一してやっていただいたほうがすっきりすると思うんですね。これ、恐らくどこかからのコピーだと思うんですね。

(事務局)

3ページに掲載してるフローにつきましては、処理基本計画にも掲載してる分、それを張りつけましたので、申しわけありません、ちょっと言葉が分かりにくいですね。

(田中委員)

処理基本計画の何ページにあるのですか。

(事務局)

このごみフローにつきましては、私どもがごみ処理事業概要という冊子をつくっていますが、そこでの詳細図なので、処理基本計画には載っていません。

(山口会長)

これ、完璧なテクニカルな、ちょっと私の個人的な質問かもわかりませんが、今の引用のチャートの中に、3万1,000トンのごみを燃やして、5,000何ぼになって、17%になるとありますね、数字が。これ、何パーセントまで減るといのは、これは温度にもよるんですか。その辺がちょっとわからないので。17%になるといのは、もうちょっと燃やす、燃えるだろうと思ったりするんですけど、このあたりは、技術的な質

間で恐縮ですけど、これは、燃やすごみは温度によって多少変わってくるんですか。

(事務局)

そのときのごみ質によって、私どもの炉内では800から1,000度で燃やしていますけど。

(山口会長)

この前見学させてもらって、かなり高温で燃やしてましたよね。

(事務局)

はい。それで燃やしておりますので、あと、その中に入っているごみの質によって変わってくるかなと。

(山口会長)

それでも2割ぐらい、6分の1ぐらい残るんですからね。ということは、燃やしても結構残渣はこういうふうに残るんですね。

(事務局)

芦屋市の場合は、17.3から17.8、この間の数字がずっと過去から来てるんですね。だから、やっぱり入ってるごみ質をもう少しよくして、可燃物、不燃物の分別をもっと徹底してやっていけばもう少し下がってくる部分もあるかなと。近年、缶とか鉄類が結構目立って焼却炉の中に入っています。

(山口会長)

別にこれは、この数字はこれで別に私自身は異論ないんですけども、ちょっと思ったのが、例えば東日本大震災の災害廃棄物の処理がいられていますよね。そうすると、やっぱり2割弱残るのかということになると、かなり残渣が残りますよね。これちょっと、私も初めてこの数字、今チェックして、燃やしてもかなり残るんだなと思ったんですけれども。

(事務局)

現実に焼却灰の中には、うちの燃やすごみとして入ってる分の中に、やっぱり先ほどのごみ質と申しあげましたけども、いわゆる完全に燃えるものと燃えないものというのはやっぱり混在してますので、だから、先ほども言いましたように、この17%というのを、もうちょっと落とすんやったら、今、入ってくるのにもう少し、もっと分別をきちっとやってごみの質量の管理をするというか、そういうことをしていかないと下がっていかないと思います。

(山口会長)

あとの方、この計画について何か質問が。

(田中委員)

3ページの一般廃棄物の排出状況の一覧表で、これ燃やすごみが3年間ふえてるような感じで予測してると思うんですけども、違うんですか。この燃やすごみが、家庭系の部分が全体に何かふえてるような感じなんですけど、基本処理計画の中での17年度から21年度、それはふえてるような印象はないんですけどね。私のあれが間違ってるかもわからないですけど。ちょっと増加はしてないんですかね。24年の推計と、例えば22年度の実績を、ずっと燃やすごみを見たときに、家庭系の一番頭の直営のところでも、排出としては若干微増のような感じなんですけど。違うんですかね。

(事務局)

ここは22年度の実績と、この23年度の見込みと。

(田中委員)

23年度の見込みと24年度の推計ですね。それが、この基本処理計画の35ページの燃やすごみ排出量の推移、平成17年から21年のトレンドを見ると、ふえているようなトレンドにはなっていないんですけど、ここではふえてるようなイメージをつかんでしまいそうになるんで、どうなのかなと思って。

(事務局)

平成23年度見込みと24年度推計のところで、少し上がっているのではという御指摘ですが、人口が増加していまして、その人口増加率の計算式でここは計算しています。

(田中委員)

これは微増になったわけですね。

(事務局)

はい。そこから微増ということが出てきてしまっています。

(田中委員)

だから、17年から21年までの実態の数字が、35ページのこの基本計画では横ばいかやや微減というイメージを持ったもので。

(事務局)

実際、1年後にはこの数字を下回っているとは思いますが、人口が増加しましたので、それで少し増加率を掛けてこの数値で、計算が出てきています。

(田中委員)

わかりました。

(山口会長)

それから、14ページにコスト計算、これ非常に細かいすばらしいコスト計算の表が掲載されているんですけども、これは、これをもとに何か計算されたということですか。それとも、これ、ここで22年だけ出して、23年、24年、そこは別に出してないという、これは何か理由があるんでしょうか。

(事務局)

これはあくまで22年度の実績ということでやっております。毎年決算が終わった段階で、年度ごとにこの表はつくっております。

(山口会長)

ということは、実績しか出せないということですね。

(事務局)

そうですね。

(山口会長)

普通だったら必要ないような資料ですけども、きちんと出されているから感心したの
ですけども。こういう回収にどれだけの費用をかけているかよくわかりますよね。単
に人口で割ったら 1 人当たり幾ら費用を負担しているかということがわかりますよね。

(田中委員)

有価物として、例えば収入になったというのはいないんですか。

(事務局)

再資源ということで紙類、それと不燃物の缶とか瓶、ペットボトル、これは売却をい
たしますので、収入となります。

(田中委員)

いや、だから原価計算、下のと別建てで、収入で書いてもらえれば、こっだけ頑張っ
たんだということでもわかりやすいんじゃないかと。

(事務局)

収入分は、入ってません。

(山口会長)

実際のね。

(田中委員)

コストだけじゃなくて。

(山口会長)

おもしろいですね。

(事務局)

ここはかかった経費しか入りません。

(田中委員)

市民としては両方知りたいですね。

(山口会長)

資源ごみ集団回収報奨金の上限が、年間80万円ってありましたね。だから、このほかに何円ぐらいごみ収集で収入を得たのかというのがあるとおもしろいと思いますね。

(事務局)

集団回収でこれだけありますよ、行政回収もしていますから、この部分も収入になります。

(山口会長)

ちなみに80万円を超えたところはないのでしょうか。上限80万円というのがありますからね。

(事務局)

そうですね、集団回収の報奨金については年間上限が80万円ということになっています。今年度実績ですけども、1団体、上限を超えるというところがございます。

(西川委員)

80万円って何トンなんですか。

(事務局)

キロ4円ですので。

(山口会長)

80万円やったら20万キロ、4円だから。80万円でしょう。

(西川委員)

200トンぐらい。

(山口会長)

そうですね。200トンぐらいですね。

(事務局)

上限80万円でしたら200トンになります。上限を超えた団体は今年度1団体のみです。

(西川委員)

年間200トンというのかなりですよ。10トンを超えてますよね、毎月。大分すごいですね。

(山口会長)

それは子供会ですか。違う団体ですか。

(事務局)

今回、上限を超えているところは1地域で、自治会と子供会合同でやってる地域です。それぞれ自治会でやっておられるところと子供会でやっておられるところとあります。

(山口会長)

そしたら、今の委員さんの御提案で、収入も参考のために入れてあげれば、より励みになるのではないかとということなんですが、これについては皆さんどうですか。事務局は、別にこれをするということについては、具体的な名前を出さなければ、ある自治体とか団体何とかという形で、A自治体、A団体とかは何万円、何万円とかそういう形では

オーケーなんですか。

(事務局)

そうですね、きょうは、本当は委員の皆さんにこの「ごみ処理事業概要」というのを、単年度版でつくっています。この中で、報奨金についてはトータルで幾らの報奨金があったかというのは、これ書いています。ちなみに、22年度は1,639万6,008円の報奨金、18年は1,742万1,380円ということで、年々、多少21年は落ち込んだりしていますが、結構皆さん頑張っていたいておりまして、それで年間で1,700万円前後がずっと出ています。

(西川委員)

トン数で言うたら幾らになるんですか。4,500トンぐらい。あくまでトン数やもんね。

(西川委員)

4,500から4,600トンあたりですよ。

(山口会長)

ここの表のところに報償費の項目ありますよね、6番というところに。上から6、賃金等の下のこれに当たるのですか、14ページの表のところに。

(事務局)

中間処理部分の6番、報償費、ここの1,654万6,385円、ここに集団回収で出した報奨金がいっています。

(山口会長)

これがそうですね。

だから、ここで詳細としてある自治体は何トンとか分かるといいですね。

(西川委員)

数量は出さないんですね。

(事務局)

きょう準備していませんでしたが、平成22年度の「ごみ処理事業概要」ということで出した表がございます。改めて各委員さんに今回の議事録の分をお送りする際に同封させていただきますので、よろしくお願いいいたします。こちらのほうにそれぞれ数値、もう少し大きい状態で数値が出ていますので見やすいと思います。

(山口会長)

それでは、その他、この実施計画について御質問、御意見等ありましたらお願いします。

それでは、この第1番目の議題を終了したいと思います。ありがとうございました。

それでは、次、第2番目の議題に入ります。

第2番目の議題は、その他ということになっていますが、事務局から、その他の中で特に議題として取り上げたい点がありましたらお願いします。

(事務局)

まず、2点ほど御報告をさせていただきたいなと思っております。

1点目の御報告につきましては、これまでこの審議会の中でも御説明をさせていただいておりましたけれども、紙類とか缶類とか、いわゆる再生資源のごみステーションに出された再資源化物を持ち去る行為を指導するという御説明をさせていただいておりましたけれども、3月26日の議会、賛成多数で、芦屋市の廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正、ここで、無断で持って帰る持ち去りを防止するという条例改正につきまして、賛成多数で可決をいただきました。前回も、この場でたくさん貴重な御意見をいただいたわけですが、この条例改正の施行日が、24年7月1日施行ということで条例改正を行わせていただきました。

今後ですけれども、持ち去る行為を禁止しますという、市民に対する、あるいは持ち去る方に対する、あるいは事業者に対しての周知・啓発を行いながら、円滑な再資源のリサイクル、これができるように、集団回収を含めましてできるように今後努力をしていきたいと。

今考えておりますのは、7月1日施行になりますので、それまでにごみステーション、

あるいは集団回収をやっていただいている各団体に、これは集団回収やってる分ですよという表示とか、市のごみステーションにそういう表示をすとか、また、条例施行前に市民の方に、4月15日の広報あしやで、こういう条例が通りました、今後こういうふうにやりますよという御案内をさせていただきますが、別途チラシを作成して、自治会あるいは集団回収をやっていただいている団体等にも周知・徹底を行い、あわせて近隣の、いわゆるリサイクル業者の方に対しても、芦屋市として7月1日からこういう条例改正をして取り組んでおりますという周知、それから御協力依頼等々をこれから展開していきたいと思えます。

また、ここには市民の公募委員がおられますけれども、今後そういう形で市民の方にも言って、ステッカーの張りつけ等にも御協力いただく部分も出てくると思えますけれども、芦屋市として取り組んでいきたいと思っておりますので、以上、簡単ですけども、御報告にかえさせていただきます。

(山口会長)

ありがとうございました。

このごみ持ち去り条例、これは前回もここで皆さんに議論いただいたので、興味ある方かなりおられると思うのですが、条例案自身は、ここで見れないのですね、どういう条例なのかという、かなり長いのですか。

(事務局)

この条例自身は非常に長いところで、この中に規定ということで設けています。

(山口会長)

そうですね。いや、結構ですけども、私自身、前回の議論で興味あったのは、何か罰則をどうするかという議論ありましたよね。どうなりました。

(事務局)

これは抑止効果を持つということで、無断で持ち去る方、最終的に告発をする中で、刑事罰として罰金20万円という規定でございます。当然、最終的には告発行為になりますので、何回かは注意をする中で、どうしても悪質に持っていくと、そういう方に

については、市が警察に対して告発をし、警察の調査の中で、警察が今度は刑事事件として取り扱おうと。最終的に裁判所での有罪というか、そういうことになると、罰則ということで刑事罰、罰金20万円という形になっていきます。

(山口会長)

そうですか。

じゃあ、この条例制定について何か、もう条例が制定されましたので、何もできることはないと思いますが、一応、前回はホットな議論がここで出ましたので、いや、罰則しないで良心に任ずとかいろんな議論もありましたけども、最終的には、芦屋市は罰則で対処するということですね。何かこれについて皆さんの御感想とかありましたら、この際お出してください。7月1日実施で、どういうふうに施行されるかまだ未定のところがあると思うんですけど。

(事務局)

当然、実施に向けての準備行為、それから実施後の状況等につきましても、いろいろ前回貴重な御意見をいただきましたので、それらを踏まえながら周知・啓発、これについては努めていきたいと考えております。

(山口会長)

これについては御報告いただいたということで、審議事項になってますけど、一応報告事項という形で了承させていただくことにします。

この件、これで結構でしょうか。

(事務局)

あと、もう1点、今度はお願いとということになるんですけども、この審議会の皆様の任期というのが2年になっておりまして、前回、22年8月1日からこの24年7月31日まで2年間の任期でこの審議委員の委員をお願いしております。24年7月末で皆さんの任期が終わるということになります。

委員の皆さまにつきましては、各団体から御推薦いただいている委員、あるいは学識経験者ということでお願いをしている委員、あるいは市民の方の公募ということで出て

いただいている委員、それぞれでございます。

市民からの公募委員は別にいたしまして、それぞれの団体から御推薦いただく委員については、5月ぐらいになるかと思いますが、また各団体のほうにお願いをしていくという状況の中で、山口先生を含めて、4月、5月、こちらのほうからまたお願いをしていくということもございますので、その際には、御協力いただきたいと思いますし、あわせまして、各団体にもそれぞれ御推薦のお願い等もしますので、その際にはまた御協力をいただければと思います。

本当に22年、23年ということで、2カ年の委員の中で、今回23年度の2回目というので、これで終わってしまいますので、本当に2年間いろいろ貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

あわせまして、24年7月以降、新たな委員の選任に当たりましては、また御協力いただける方については御協力をいただきたいと思いますという勝手なお願いをさせていただいて、4月、5月に個々にまた御連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(山口会長)

ありがとうございました。

ということは、もう審議会は、23年度はこれが最後ということですね。

(事務局)

そうですね。23年度これで終わりということになりますので2年間、事実上これで、この審議会の委員にお集まりいただくのはこれでもう終わりということになります。

(山口会長)

わかりました。ありがとうございます。

私も2年間、審議会に学識経験者として参加させていただきまして、芦屋市の皆さんとこうしていろいろ意見を交わす機会ができましたことを大変光栄に思っています。

特に、私自身は芦屋在住じゃないので、最初はお断りしようと思ったんですけども、芦屋市在住じゃなくてもいいからという形で参加させていただきました。結果的に、こういう一つのローカルの取り組みというのを具体的に学ぶことができ非常によか

ったと思っています。

そういうことで、2年間つたない司会役でしたけども、御協力ありがとうございました。

(事務局)

本当にお世話になり、ありがとうございました。

(山口会長)

最後ですから一言ずつ、2年間の審議を終えて、委員の皆さんに御感想等お聞かせいただいて終了ということにさせていただきたいと思います。

今度は、もうこちらから順番に2年間の御感想等をよろしく願います。

(田中委員)

2年間、どうもお世話になってありがとうございました。勉強することだけで、本当に役に立たなかったですけど、市民としては、本当に一生懸命、市役所のほうもやっ
てらっしゃるなということを実感いたしましたので、ありがとうございました。

(今村委員)

私は自治会のほうから参りましたものですから、個人的には山手町というところの町内会長をやっております。ここへ来させていただいて、勉強させていただいた中で、やはりごみを減らすということは分別するということがまず大切と考えまして、分別に関してお願いということで、私の町内会でも2回も3回も回覧板だったり、それから総会の書類の一番最後にとか、いろいろそういうことをお願いして、それなりに効果は上がってるのではないかなと自負はしてるんですけども、そういうことで少しぐらい御協力できたかなと思っております。

ありがとうございました。

(西川委員)

どうも2年間ありがとうございました。

最後なので、うちの会社の御説明というか、芦屋市とは今契約しておりまして、環境

処理センターの中で手選別という仕事をさせていただいておまして、今回も含めてなんですけれども、何かうちの会社で芦屋市の市民の方とか芦屋市に対して貢献できることはないかということで、毎日考えているところでございます。

またどこかでお会いするかもわかりませんが、どうもありがとうございました。

(中野委員)

ありがとうございました。

私のほうもそうですけど、業務の関係もあって、何度か欠席もさせていただいたりということでしたけども、お店としてもこういう資源、再資源、ごみも含めて、今、お店でいろいろ回収をさせていただいたりということですが、芦屋は非常にこういうきれいな地域ということもあって、非常にこの会議も含めて、さすがに意識が高いなということですが、おおむねやはり市民の方もそういう意識の高い方がいらっしゃると思います。

ただ、やはり一部の市民の方は、うちらでもリサイクルボックスというのをそれぞれ設けておるんですけども、まだまだやっぱり分別も含めた意識であったり、缶の中にはまだコーヒーが半分入ったまま捨てられておったりということ、その辺が進んでくれば、そういうコスト、無駄なコストもかからなくなってということ、今、日々組合員さんには店頭などでお声かけさせていただいたりすることで少しでも御協力できたらなと思ってますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

(山口会長)

ありがとうございました。

伊藤さん、きょう初会議で、これで今年度終わりということですけど、まだ恐らく引き続き、また委員として御参加いただけたと思います。何か一言ありましたら。

(伊藤委員)

この芦屋に単身で住んでます。自分自身ですべてごみをやってる、前の豊田のときにもものすごく厳しかったんですよ、分別ということが。また、今、私どもの店頭、店舗の中でも、そういうISO活動を含めた中で、その分別という意識の中をちょっとほじくり返したりし始めてるところということがありますので、こういう会にきょう参加さ

せていただいて、また御縁があれば、こういう中でいろいろ勉強させていただきたい
なと思っています。

きょうは本当にありがとうございました。

(由良委員)

私も初めて参加させていただきました。

行政の職員ですので、こういう場には、また次も出席していきたいと思います。各市
それぞれいろいろと特色がありまして、芦屋市の場合、特に市民の方の意識レベルが
高く、いろいろご協力いただいています。今後もよろしくお願いします。

(丹下委員)

私も、自分の役職で途中から入らせていただいた格好になるんですが、こうやって話
を聞かせていただきますと、何か私の担当といいますか、枝葉というのは学校教育部
ですので、芦屋で育っていく子供たちが学校の中でこういった、いわゆる環境づくり
の仕組みを教えていただく機会がまた多々あると思いますので、これを機にまたお
世話になりますということで、ごあいさつにかえさせていただきます。またよろしく
お願いします。

(北田委員)

私、この23年4月1日から人事異動ということで都市環境部長を拝命いたしました。私
は技術屋でして、ごみ行政というのは余り経験なかったんですけど、どちらかとい
えば都市計画のほうを重点にやらせていただいていたという経緯の中で、今の組織の
中で私の担当の中に入ってますので、23年度から2回経験させていただいたというこ
とで、非常にごみ行政について熱心に御議論いただいたということで、いろいろと御意
見なり審議を本当に熱心にしていただいて、熱意があるなということで感じておりま
す。

本当にどうもありがとうございました。重ねてお礼を申し上げたいと思います。どう
もありがとうございました。

(山口会長)

それでは、事務局のほうから何か最後に一言、この2年間、あるいは途中で担当がかわられたんですかね、何か2年間の感想とかありましたら一言お願いします。

(事務局)

処理基本計画につきましては22年度から、貴重な御意見をいただきまして、皆さんのおかげでできたものと思っております。ありがとうございました。

今後また、先ほども申し上げましたように、各皆さんにはそれぞれまた御無理をお願いすることもあると思いますし、また御協力、あるいはまた御指導いただくということが多々出てくると思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(山口会長)

それでは、皆さんどうもありがとうございました。

じゃあ、また機会がありましたらここでお会いして、議論させていただくようにします。

では、これで第2回の審議会を終了します。ありがとうございました。